平成２４年（フ）第１０９３号
新潟県新潟市東区中山４丁目２番２―229号林方、旧住所埼玉県久喜市江面1431番地25
債務者　戸高　寿江
1　決定年月日時　平成24年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月29日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１１０６号
さいたま市西区大字指扇2856番地220
債務者　相馬　佳奈
1　決定年月日時　平成24年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月29日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１１１５号
埼玉県志木市上宗岡２丁目13番９号
債務者　竹内　昭征
1　決定年月日時　平成24年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月29日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１１２５号
埼玉県加須市土手２丁目10番10号　サツキコーポ202号
債務者　新藤　恵子
1　決定年月日時　平成24年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月29日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１１３９号
埼玉県川口市大字安行領根岸1322番地の13
債務者　小野　澄江（旧姓中村）
1　決定年月日時　平成24年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月29日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１１４１号
埼玉県加須市水深858番地２
債務者　内田　ヤス
1　決定年月日時　平成24年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月29日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１１４８号
埼玉県上尾市大字原市4334番地13、旧住所埼玉県上尾市五番町21番地６　フジコーポＢ―202
債務者　金井富美子
1　決定年月日時　平成24年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月29日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１１９９号
埼玉県朝霞市根岸台４丁目８番６号　クレストコート蕪木201、旧住所埼玉県朝霞市根岸台３丁目13番７―606号
債務者　緒方　輝美
1　決定年月日時　平成24年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月29日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１２０１号
埼玉県加須市川口３丁目５番地３　グリーングローブ211
債務者　鈴木　　茂
1　決定年月日時　平成24年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月29日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１２０９号
さいたま市大宮区三橋４丁目893番地６　エスコートＢ棟201、住民票上の住所さいたま市桜区西堀９丁目６番15号
債務者　石田　恵子
1　決定年月日時　平成24年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月29日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１２１３号
埼玉県桶川市大字下日出谷943番地の225
債務者　石井　　仁
1　決定年月日時　平成24年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月29日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第５２７号
埼玉県狭山市広瀬台３丁目39番３号　コンフォートヒルズＢ
債務者　松戸　　大
1　決定年月日時　平成24年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月29日までさいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第５５１号
埼玉県所沢市宮本町２丁目16番６―103号　パークヴィラ
債務者　八木　貴廣
1　決定年月日時　平成24年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月29日までさいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第５６２号
埼玉県所沢市東所沢３丁目９番地の９　池田ハイツ101
債務者　村越元四郎
1　決定年月日時　平成24年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月29日までさいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第５７０号
埼玉県所沢市大字山口884番地の23
債務者　小林　啓子
1　決定年月日時　平成24年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月29日までさいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第５７２号
埼玉県坂戸市大字紺屋253番地
債務者　齊藤　　誠
1　決定年月日時　平成24年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月29日までさいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第３７号
千葉県匝瑳市東谷147番地
債務者　平山　節子
1　決定年月日時　平成24年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月29日まで千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係